

不正受給に関与した社会保険労務士又は代理人

(問い合わせ先)
静岡労働局職業安定部職業対策課 助成金センター 事業所給付監査官 (電話：054-275-3026)

公表日	氏名	事務所の名称	所在地	助成金の名称	不支給決定日又は支給を取り消した日	不正受給を理由とする返還を命じた額	返還状況	不正の内容
令和8年4月13日	鈴木 浩正	社会保険労務士 鈴木浩正事務所	静岡市葵区鷹匠3-1-20 サンパレス鷹匠301B	キャリアアップ助成金 (正社員化コース)	令和8年4月13日	未然防止	—	静岡労働局管内の事業所1社にかかる当該助成金の支給申請において、就業規則等を改ざんし、当該助成金の不正受給に関与したものの。
令和8年6月10日	鈴木 浩正	社会保険労務士 鈴木浩正事務所	静岡市葵区鷹匠3-1-20 サンパレス鷹匠301B	キャリアアップ助成金 (正社員化コース)	令和8年6月10日	2,910,000円	未返還	静岡労働局管内の事業所1社にかかる当該助成金の支給申請において、就業規則等を改ざんし、当該助成金の不正受給に関与したものの。
令和8年6月22日	鈴木 浩正	社会保険労務士 鈴木浩正事務所	静岡市葵区鷹匠3-1-20 サンパレス鷹匠301B	キャリアアップ助成金 (正社員化コース)	令和8年6月22日	1,370,000円	全額返還済	静岡労働局管内の事業所1社にかかる当該助成金の支給申請において、就業規則等を改ざんし、当該助成金の不正受給に関与したものの。

令和8年6月22日現在